

「(仮称)小城市こども計画」について

第1回 小城市子ども・子育て会議
令和6年5月15日（水）

「(仮称) 小城市こども計画」の策定について

■ こども基本法（令和5年4月1日施行）

目的（第1条）

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進する。

地方公共団体の責務（第5条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

こども大綱（第9条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。
(少子化社会対策基本法・子ども・若者育成支援推進法・子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項を含む)

市町村こども計画（第10条）

- ・市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めるものとする。
- ・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画で子ども施策に関するもの（市町村子ども・子育て支援事業計画等）と一体のものとして作成することができる。

■ 現行「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」から「(仮称)小城市こども計画」へ

現行計画	根拠法令	内 容
第2期小城市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6年度）	・ 子ども・子育て支援法	・ 次世代育成支援に関する施策 ・ 教育・保育提供区域の設定 ・ 幼児期の学校教育・保育の充実 ・ 地域子ども・子育て支援事業等の実施 ・ 生活困難な子育て世帯への支援
次世代育成地域行動計画	・ 次世代育成支援対策推進法	
子どもの貧困対策計画	・ 子どもの貧困対策に関する法律	

第2期計画の終期（R6年度末）に合わせて、新たに、こども計画を策定する

計 画 名	根拠法令
「(仮称) 小城市こども計画」（R7～R11年度）	・ こども基本法
子ども・子育て支援事業計画	・ 子ども・子育て支援法
次世代育成地域行動計画	・ 次世代育成支援対策推進法
(拡) 子どもの貧困対策計画	・ 子どもの貧困対策に関する法律
(新) 子ども・若者計画	・ 子ども・若者育成支援推進法

■今後のスケジュールについて（案）

年 度	時 期	内 容
令和5年度	12月22日	国こども大綱の策定・公表
	令和6年1月15日	第1回 子ども・子育て会議 (①子育て支援、②子どもの貧困に関するアンケート調査票の検討) (小城市子ども・子育て会議条例の改正案の検討)
	3月上旬～3月下旬	①子育て支援に関するアンケート調査の実施 ②子どもの貧困に関するアンケート調査の実施
令和6年度	5月15日	第1回 子ども・子育て会議 (①～②調査結果の速報、③若者アンケート調査票の検討)
	5月下旬～6月上旬	③若者アンケート調査の実施
	7月中旬～7月下旬	④子どもの意見聴取 (市内の高校生ワークショップ等の開催)
	9月～12月	第2回～第3回 子ども・子育て会議 (③調査結果・④意見聴取の結果報告、計画案の検討)
	令和7年1月下旬～	パブリック・コメントの実施
	2月下旬	第4回 子ども・子育て会議 (パブリック・コメントの結果報告、計画案の最終確認)
	3月下旬	「（仮称）小城市こども計画」の策定

「(仮称) 小城市こども計画」の策定に係るアンケート調査等の実施について

■調査の趣旨

こども基本法第11条（子ども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施市、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

■調査の概要

調査の種類	目 的	対 象	人数
①子ども・子育て支援に関するアンケート調査	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況・課題・ニーズの把握	就学前児童の保護者	1,000人
		小学生の保護者	1,000人
②子育て世帯の生活状況等に関するアンケート調査 （子どもの貧困に関する調査）	子どものいる世帯の生活実態等の把握と経済状況との関連の把握	小学5年生のこども	429人
		小学5年生の保護者	429人
		中学2年生のこども	423人
		中学2年生の保護者	423人
③若者アンケート調査	若者の現状や課題、結婚・子育てに対する意識やニーズの把握	市内在住の15歳～39歳までの市民	1,000人
④子どもの意見聴取	子どもの現状や課題、子育てに対する意識やニーズの把握	市内の高校生 ★ワークショップ	市内高校等へ 依頼 (未定)

■調査の期間及び調査項目（案）

種 類	調査期間	調査対象	主な項目（案）
①子ども・子育て支援に関するアンケート調査	令和6年3月	就学前児童の保護者 小学生の保護者	・基本属性（居住地、子どもの年齢等） ・保護者の就労状況 ・教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望 ・小学校入学後の放課後の過ごし方 ・子どもの病気の際の対応 ・親族・知人等との関わり（孤立・疎遠の状況の把握） ・子育て支援制度の満足度、意向等 ・子育ての相談先、相談相手
②子育て世帯の生活状況等に関するアンケート調査 （子どもの貧困に関するアンケート調査）	令和6年3月	小学5年生・中学2年生のこども	・基本属性（性別等） ・将来の夢 ・学校での学習・生活状況（通学状況、勉強の理解度、進学希望等） ・放課後の過ごし方（学校外での学習・習い事等） ・家族との関わり、生活状況（家族との過ごし方、食事、就寝時間等） ・家族のケア（ケアの対象・理由・内容・頻度等） ・心身の健康状態 ・悩みごとや困りごと、相談先
		小学5年生・中学2年生の保護者	・基本属性（続柄、婚姻関係、世帯構成等） ・世帯と保護者の状況（居住、学歴、就労等） ・子どもの教育（進学希望等） ・子どもとの関わり（行事への参加、食事等） ・世帯の経済状況（年間収入、困難な経験、養育費の受取状況等） ・心身の健康状態 ・支援制度の利用、相談先
③若者アンケート調査	令和6年5月	市内在住の15歳～39歳までの市民	今回のこども・子育て会議で提示
④子どもの意見聴取	令和6年7月頃	市内の高校生	若者アンケート調査項目や市の子育て施策計画を元に意見聴取予定